

NAGOYA UNIVERSITY  
GRADUATE SCHOOL OF LAW & SCHOOL OF LAW

名古屋大学大学院法学研究科

2018年度 応用法政コース・国際法政コース 研究教育年報  
Annual Report on Research and Education 2018

---

コース名: 応用法政コース

Course

---

論文タイトル: 近世の自然災害に対する政策と法

Title ー仙台藩の飢饉を中心としてー

---

JaLC DOI: DOI: 10.18999/annrre.2018.1

---

言語: 日本語

Language

---

著者: 小幡 和史

Author

---

学年: 法学研究科(応用法政コース)博士前期課程 2年

---

# 近世の自然災害に対する政策と法 —仙台藩の飢饉を中心として—

小幡 和史

本稿は、修士論文から引用史料及び本文の一部を省略した要旨である。

## 第一章 序論

### 第一節 先行研究

本稿では、近世の災害をめぐる仙台藩の動きについて、政策と法の観点から分析を行う。平重道氏は近世社会における災害の特徴として、大名の分割支配というシステムの下では広い立場での融通や相互協力が容易ではなかったことを挙げている<sup>1</sup>。また倉地克直氏は、十八世紀日本が「繁栄や成熟というイメージで語られることの多い」<sup>2</sup>時代であるとした上で、自然災害との闘いを「徳川日本に緊張を与えたもののひとつ」<sup>3</sup>として位置付けた。更に同氏は、近世社会において公儀、藩、身分団体（町や村）という支配の重層性が成立していた中では、大災害のように日常の個別的関係では対処できない状況に陥った際に、公共の役割と担い手をめぐって三者がせめぎ合うことになったと論じている<sup>4</sup>。

自然災害の中でも、地震、洪水などは突発的に発生し、人々への被害に直結する。一方で飢饉について、菊池勇夫氏は「凶作になったからといって、〔中略〕それがただちに餓死・飢饉に直結するとは限らない。〔中略〕領主の政策など人為的要因が大きく影響していると考えべきである」<sup>5</sup>とした。本稿で災害の具体的事例として飢饉を取り上げるのは、その被害、あるいは復旧復興などに対して領主の政策と法が与えた影響が、他の災害に比して大きいものであったと考えられるからである。そこで本稿においては、近世の東北地方に甚大な被害をもたらした宝暦、天明、天保の各飢饉を主たる考察の対象とする。

平氏は仙台藩による宝暦、天明の両飢饉をめぐる対策について、臨時の保有米放出や他領米買入れといった方策を講じた程度であり、「宝暦、天明の飢饉に対しては、藩は適確な対策を用意していなかった」<sup>6</sup>としている。これは藩が重要政策としていた買米政策によって、領内の余剰米をできる限り江戸へ廻送していたためであった。また同氏は天保飢饉につい

て、天明飢饉以後に開始された備荒倉制度によって餓死者が少なく済んだ上、有力町人、百姓からの志願金調達が一定の成功を収めたとする一方で、藩が大坂や仙台の商人から負った多額の借財によって、「さらでだに不振を極めた財政が、全く再起不能におちいった」<sup>7</sup>とも論じている。

中井信彦氏は、寛政二年に郡奉行であった大和田権兵衛がその著書「管見録」の中で「領主備蓄米の不在による救済能力の欠如」が農民離村につながったと主張していることを紹介した上で、買米政策が「上層農民の余剰米をも〔中略〕江戸廻米することによって幕府正貨を獲得しようとする飢餓移出である以上、領主の手元に備蓄米の存する余地はあろうはずがなかった」<sup>8</sup>として、買米政策が飢饉対策に与えた負の影響を指摘している。

全国的に甚大な被害をもたらした天明飢饉の経験から、幕府は寛政元年九月に万石以上の大名に対して一定割合での困糶を命じた<sup>9</sup>。これを受けて仙台藩でも備荒倉制度の整備に努めたことで天保四年の凶作時には一定の効果を収めた<sup>10</sup>。田村勝正氏は同年の凶作における藩の対策について、藩主伊達斉邦が先頭に立って質素儉約を唱えながら救荒対策を推進したのであって、天明飢饉の対策が困窮者への救済に終始した一方、今回は「次々と具体的施策が展開されており、その積極性と差異は歴然たるものがある」<sup>11</sup>としている。ただし同氏は、凶作の度合いとしては天保四年よりも同七年の方が深刻なのであって、四年に放出した備荒貯蓄の補充という問題を解決できないまま七年の凶作に遭ったこと、及び領内の儉約を唱えながら同五年に周辺諸藩へ救助米を贈るという政策の不統一が、天保七年を頂点とした天保飢饉の被害を増大させた一因となったと指摘している<sup>12</sup>。

以上の各論考は主として仙台藩という領主側の飢饉対応を分析したものであるが、それでは地域社会のレベルでの対策はどのようなものであったか。佐藤大介氏は、本吉郡肝入の職にあった佐々木惣右衛門が天明飢饉後の享和二年に、藩に対して自費での貯穀蔵建設を願い出た過程を考察している<sup>13</sup>。惣右衛門は藩の郡方役人や上級官僚らと議論する中で意見をすり合わせ、双方が受け入れやすい形での貯穀を実現させた<sup>14</sup>。佐藤氏はこのような惣右衛門の行動を「自らの暮らしや、外の人々とのつながりを通じて、社会の成り立ちそのものに責任意識を深めていった、江戸時代の『地域リーダー』の典型的な姿」<sup>15</sup>と評価し、更に「佐々木家、領主、村人たちの三者が、その立場において自らの役割を理解して事業に参画し、出来ないことは補いあうことで、〔中略〕多くの人々にとっての公共を実現するために活動していた」<sup>16</sup>としている。

## 第二節 課題設定

前節で挙げた先行研究の論旨を総合すれば、次のようになる。すなわち、仙台藩は宝暦、天明の両飢饉において効果的な対策を打ち出すことができず、甚大な被害を被ったのであり、その後領主及び民間の双方が備荒貯蓄の重要性を意識し始めて各々が別個に、あるいは協働しながら備えを行っていた結果、天保飢饉においては被害を軽減することはできたものの抜本的な対策とはならなかった。

ところで、災害史研究は個別の災害における被害実態や復旧復興過程を明らかにすることを基本としており、先行研究の中にもそのような手法を採るものが多い。むしろ本稿の主題は、個々の災害対応における差異や共通性から、行政や法令の面での防災・災害対応システムが藩という組織の中で、あるいは藩領内で如何にして構築され、機能していたのか（あるいは機能していなかったのか、そうであるとすれば何故か）ということにある。故に本稿では、災害が発生した時に領主が講じる策の中に、過去の災害対応の記録や経験がどの程度生かされていたのか、またそのような経験からいかなる防災政策が生み出されたのかを明らかにすることを第一の課題とする。

また、近世社会においては災害対応を誰が主体となって行うかという問題も発生する。倉地氏は「個人の『いのち』を守る基本となるものは『家』であった。〔中略〕そこで守りきれない場合は村や町が扶助した。それでも担いきれない場合は、領主による救恤が施された」<sup>17</sup>と述べている。すなわち、災害が発生した時に第一義的な救済の責任を負っていたのは家や地域社会であって、都市や農村では富裕者のみならず他の人々にも財産や備蓄に象徴されるそれぞれの能力に応じて公共的な役割を果たすことが期待されたのである<sup>18</sup>。「公儀」と呼ばれる徳川将軍や幕府は、領主単独での救済が難しい場合に、それに対する指示や支援を行った。高野信治氏も、災害時に限らず村の中で乞食が出た場合には村役人が責任を問われたとし、「領主は『民』救済を当初より共同体に委ねる姿勢にあった」<sup>19</sup>と指摘している。そこで本稿における第二の課題として、このような公共の役割と担い手をめぐるせめぎ合いの中で、災害対応の主体としての領民のあり方が如何なるものであったかを考察する。

以上のような問題意識に基づき、本稿では三つの飢饉における仙台藩領内の対応について、困窮者への金銭や米穀などの供与、種々の返済金の延期といった救済政策と、備荒貯蓄政策の二つの観点から論じる<sup>20</sup>。

## 第二章 飢饉における救済政策

### 第一節 救済の前提としての米穀確保

飢饉となった際の最も基本的な対応は、領主による食糧及び金銭の支給や貸与であるが、領民救助のために食糧を与えようとする領主にとっては、ただでさえ領内に不足している米穀を如何にして確保するかという点が大きな課題となる。救済政策を検討する前に、この点について若干の法令などを手掛かりに考察する。

#### 第一款 米穀隠匿の禁止令

まず、領内における米穀の流通を滞らせてはならないとの方針から、富裕町人などによる買い占めや隠匿などの行為を禁止することは、三つの飢饉において共通している。天明三年八月に奉行衆より出された触書では、米穀問屋ならびに富裕者らが米穀を買い占めることで米相場が吊り上がっていることが指摘した上で、役人の取締りを逃れるために武家や寺院の土蔵に米穀を隠匿する町人百姓は「不届キ至極」であるとし、そうした隠匿に協力する者は武家や寺院であっても処罰することが明記されている<sup>21</sup>。天保飢饉に際しても、領内の武士、庶民を問わず米穀の買い占めや隠匿を禁止する法令が触れ出された<sup>22</sup>。また、法令による米穀隠匿の規制に加えて、天保四年に郡奉行から出された文書の中では村や郡を一家に例え、「一村のうち米穀有余の者ハ惣領にて今日飢渴に及び候者ハ次男三男」であって、余分な米穀を他者へ分け与えないのは「不仁の事」であるとしている<sup>23</sup>。その上で村の中で飢人が出るの是一家の父母に例えられた肝入、組頭の責任であるとした<sup>24</sup>。これは、領民の道德観念に訴えることによって米穀隠匿を控えさせ、さらに村役人を中心とした相互扶助を奨励する目的があったと言える。

#### 第二款 酒造禁止令

飢饉に際して藩は酒類の製造及び酒屋の営業を規制することで、主食としての米穀を確保しようとした。この点に関して菊池氏は、「米穀の絶対量が限られているもとでは、飯料以外の用途に米を使うことを禁ずるほかに有効な方法はない」とした上で、「『穀潰』と

しての最大の標的が酒造であった」<sup>25</sup>としている。仙台藩では、天明三年七月の法令において城下及び郡村部での濁酒製造が禁止され、酒屋の抱える在庫は期限までに売り払うべきこと、違反した場合は製造販売者、購入者、五人組を処罰することが示された<sup>26</sup>。実際取締りについては、同年十月に町方で酒の密売が行われているとの風聞を受けて同心が搜索の上、違反者を召し捕らえて牢へ入れられたものの、彼らは十数日で釈放され、以後は謹慎処分となっている<sup>27</sup>。その他に密造密売者の組合に属した者たちについても、十一月五日に評定所に召し出されて叱を受け、遠方出歩き禁止となった<sup>28</sup>。しかし、これらの処罰は仙台藩における刑罰体系の中で最も軽い部類に属するものである上、「凶歳記」の著者が密造を行う者は八百～九百人もいるとの風聞を記していることから考えても、米穀を確保するという目的での酒造禁止令はそこまで実効性を持ち得なかった可能性がある。十二月の触書では密売を告発した者へ、違反者より過料として召し上げた金銭を与えるという特典を定めており<sup>29</sup>、これは領民相互の監視が密売を抑制することを期待したものと言えるが、規模の大小はともかく多くの人間が法令に違反する形で酒造を行っていた中で、この触書が酒造禁止令の実効性をどの程度高めたかは疑問である。

### 第三款 米穀移出禁止令

藩領内で米穀を確保するという目的の政策としては、隠匿の禁止、酒造の制限の他に他領への米穀移出を禁止するというものが挙げられるが、本稿の主たる考察対象である三つの飢饉はいずれも、仙台藩を始めとする東北地方全体に被害をもたらした。したがって地域により収穫高に差はあるものの、米穀の需要は仙台藩のみならず周辺諸藩においても急速に高まっていたと言って良い。こうした中で藩としては、領内で不足している米穀が、利益目的で他領へ売り払われることは何としても防ぐ必要があった。本款では、米穀の他領移出制限とその影響について、天明飢饉における片倉家の事例を基に検討する。

天明三年八月、奉行芝多佐渡が白石片倉家の留守居を呼び出し、他領への不正な米穀移出が行われているため、他領との境界における取締りを強化すべき旨を指示している<sup>30</sup>。この指示を受けて片倉家では従来よりも人員を増やして取締りにあたらせ、白石城下だけでなく片倉家の知行所全域において米穀の不正移出が行われないようにするとした。しかし藩により取締り強化が打ち出された直後の九月二日、幕府領である伊達郡川俣の代官が白石まで使者を遣わし、川俣は白石を含む仙台藩領から買い入れる米穀で飢饉を凌いでき

だが、境目で米穀移出取締りが強化されては川俣に米穀が入ってこなくなり、百姓が飢えを凌げなくなるため、番所での取締りを緩めて欲しいと申し入れている<sup>31</sup>。藩の方針と相容れない申入れを受けた白石城主片倉村典は単独では判断し兼ねるため、藩政中枢の奉行衆へ伺いを立てた。これに対して奉行大町将監は、仙台藩領も常に米穀が不足している状態であり困窮する領民を扶助する手段にも困っているとして、今回の申入れにあるような取締り緩和は断るようにとの指示を与えた。その代わりに、収穫高が回復した暁には、米穀移出の手段を検討するとしている<sup>32</sup>。藩領内全域で不法移出を厳しく取り締まっている中で、他領からの申入れがあったからと言って一部のみ取締りを緩和することはできないとした奉行衆の判断は、至極当然のことと言える。

この一件について注目すべきは、仙台藩が不法移出の取締り強化を命じた僅か十数日後に川俣代官が取締り緩和の申入れを行った点であろう。申入れの中には、幕府領の領民が飢渴に及んだ時にはまず近隣諸藩へ掛け合った上で江戸へ知らせることが示されているが、適法であるか不法であるかを問わず仙台藩領から買い入れる米穀は川俣の領民が飢渴を凌ぐ上で重要なものであったに違いない。その仙台藩が不法移出の取締りを強化したことで川俣へ入ってくる米穀量が減少し、困窮状態が悪化したことから、川俣代官は片倉家に対してお目益しを願ったと考えることができるだろう。

#### 第四款 他領からの米穀買入れ

ここまで、藩領内で米穀の収穫が減少する中で、領民救済に充てるための米穀を如何に確保するかという点について考察してきた。本款では、領内で不足する米穀を補うための周辺諸藩からの買入れがどのように行われたかを考察する。

藩による米穀買入れは、有力商人などに命じて他領より買入れさせる方法をとることが多かったが、必ずしもその費用を藩が負担するとは限らなかった。例えば、天明三年に町奉行であった橋本八郎が城下豪商の中井新三郎らに他領米千石の買入れを命じ、中井家が浦賀において金千五百両を投じて千石の米穀を買い入れたが、これを運搬していた船が暴風雨により沈没してしまった。しかし藩は中井家に対して藩庫の枯渇を理由に損害補償をせず、結局寛政十二年に至って中井家は損害の回収を断念し、藩と交わした約束証書を藩へ献納したのである<sup>33</sup>。中井家は多大な損害を被ったのであるが、これをきっかけに藩からは特権が認められた。

同じく天明三年十二月には米穀の買入れについて、領民は身分を問わず他領より米穀を買い入れて良いこととし、その米穀を領内で売り払うことを許可した<sup>34</sup>。通常は有力商人などに藩の代理として米穀を買い入れさせ、藩の責任において救済にあてるという方法をとっていたが、今回はこれまで「遠慮も可仕事」とされた個人での買入れ、及び販売を公認した。これは、利益目的での買入れを可能にすることで、領民の中でも米穀買入れができる程の資産や人脈を持つ者の力を利用して領内に米穀を流入させようとする意図があったと言える。

この他、藩以外が主体となって行った買入れはどのようなものであったか。天明三年に白石の片倉村典は奉行衆に対し、片倉家の領分である刈田郡は元々領民数に比して収穫高が少なく、隣郡からの移入米で補っていたところ当年の不作で買入れができないため、羽州柏倉よりの米穀買入れを願い出た<sup>35</sup>。片倉家による買入れは藩によるそれに影響しないようにし、更に買入れが済んだ時には俵数などを藩へ届け出るとも記しており、この願い出は十月五日に許可されている<sup>36</sup>。

以上のことから、他領米の買入れは藩が主体となったとはいえ、実際には資金を持つ有力商人などの力量に頼るところが大きかったと言えるのであり、またそれに伴うリスクは商人の側で負うこともあった。家臣層や商人が持つ独自のルートでの買入れについては、願い出に対して個別に、または法令によって許可が下りた場合にのみ行うことができたと解するべきであろう。

## 第五款 小括

ここまで、米穀確保策について検討してきたが、法令や政策の面から見れば、藩は一部の領民に負担を掛けながらも米穀の確保に様々な対策を講じてきたと言える。しかし、既に指摘したように酒造禁止令が発令されてもなお、城下では数百人が密造密売に関与していた。加えて宝暦六年に、城下が米不足に陥っているにもかかわらず藩の重役数名が大量に米穀を囲い置いているとの風聞が広まり、自身も重臣であった高野倫兼はこうした役人の行為について、「為執政〔奉行のことか〕之職餓殍道に横ハルヲ見ナガラ困穀而待高値ハ何之意乎不堪長嗟」<sup>37</sup>と批判している。また、天明四年初頭には、町奉行であった白石三彌が昨年石巻での密穀に関与したことを理由に、本人をはじめ関係者まで処罰を受けた<sup>38</sup>。このように、藩による米穀確保策は、法令や政策によって領民の経済活動などが制



限ながらも飢えを凌ぐ一方、藩役人が不正行為に及ぶという矛盾も抱えていたのである。

## 第二節 米穀、金銭の支給、及び貸与

飢饉に際して藩は前節で述べたような方策を以て米穀を確保しようとしていたが、本節においては、領民救済のために如何なる方法で米穀や金銭が与えられたかを考察する。

### 第一款 城下町人への支給

宝暦飢饉における金銭の支給については、同六年四月に町奉行所より宿守へ、御町方溜金の中から御救金を与えるとの申渡がなされた<sup>39</sup>。「亀岡町中七人及飢餓検断申出町奉行申達右溜金ニ而早速今日被恵下由也。」<sup>40</sup>とあることから、この支給については検断が町内の困窮者を調査して町奉行へ申し出た上で御救金が与えられるという手続きがとられたことが分かる。

天明飢饉に際しては、天明三年に城下の米不足への対応として九月三日から国産会所脇で困窮者へ払米が行われた<sup>41</sup>。その方式は、売札と称される紙片を役人が購入希望者へ配布し、売札と交換に米を購入するという形であった。しかし毎朝千枚以上も配るなど購入希望者が殺到し、子供が負傷する程の混乱を招いたため、九月六～七ころからは警備の役人を配置して早朝より警戒にあたるなどしたが、この払米は九月十五日までで終了している。

翌天明四年二月七日、出入司の橋本平八郎は城下商人を呼び出し、分限に応じた貸上金を命じた<sup>42</sup>。藩は前年十二月にも志願金を募集している<sup>43</sup>が、さらに貸上金という形をとって米穀買入れのための資金を調達しようとしたのである。貸上金は領主が領民から借り入れるという名目で金銭を集める方式であるが、今回の貸上金に際しては、財政難であっても返済を約束する旨の書付が橋本より渡された<sup>44</sup>。このような書付が渡されることは「前代未聞の事」とされ、結局百五十人程へ千五百八両が割り付けられた<sup>45</sup>のであり、この貸上金を基に二月二十八日より粥施行が実施されている<sup>46</sup>。

天明飢饉における仙台藩の対応の中で特筆すべきことの一つに、銀札の発行が挙げられる。天明四年三月に銀札の発行が幕府より許可され、四月十日から銀札通用を開始すると共に正金の通用を一切禁じ、藩は困窮する家臣層に対して知行一貫文につき二両ずつ、切

米・扶持米方直高一貫文につき六切ずつの銀札を十ヶ年賦返済として貸し付けた<sup>47</sup>。町方への銀札支給については、銀札を町方困窮者へ金二切分ずつ支給することを決め、奉行中村日向が町奉行らへ困窮者の人数を調べるよう命令している<sup>48</sup>。これを受けて役人が調査の上、四月二十四日に北町の困窮者八百八十八人へ、二十五日に南町の困窮者七百二十一人へ、二十六日に北町の宿守三百十三人へ、二十八日に南町の宿守二百十三人へ、それぞれ銀札が支給された<sup>49</sup>。寛保二年の城下宿守の人口が五千五百七十人、天明六年の人口が六百九十六人であるから<sup>50</sup>、宝暦、天明の大飢饉を経て宿守層の人口が激減したことが分かるが、天明四年当時は宿守層のほとんどが困窮しており、銀札の支給対象となったと言える。銀札発行の目的は、正金通用を禁じることによって藩が領内の正金を掌握し、これを以て藩財政を再建することにあつたが、そもそも銀札は当初から信用されず、銭との交換もままならなかったためにただの紙切れとなって経済を混乱させただけだったのであり、「御恵」として銀札を下賜された町人も物が買えないために困窮の度合いを増すこととなった<sup>51</sup>。

## 第二款 郡村部での支給

郡村部での御救米及び御救金の支給は、その土地の郡方役人の力量によるところが大きかった。例えば、宝暦六年四月に代官の橋本善大夫が千両、今泉七三郎が千七百両を困窮者へ渡しているが、御救金の名目ではなく買米金として「貸渡」していることから、困窮者が米穀を購入するための金銭貸与という形であった<sup>52</sup>。給人領主による御救の例としては、天明四年二月に白石片倉家が知行所の領民へ金銭を支給し、農業に励むよう申し渡している<sup>53</sup>。この他にも、天保七年十二月に江刺郡田谷村を知行所とする古内奎兵衛が下向し、百姓一人につき米三升を与えた例もある<sup>54</sup>。

天保四年の石巻では、救助方役人三名が町、村、島嶼部に至るまで廻村を行い、見分の上で金子を与える、米麦を困窮者へ払い下げるなどしていた<sup>55</sup>。また、同年八月には当地での収穫が激減したことから、代官秋山軍吉が払米を依頼して御穀船三艘が石巻へ到着し、その内一艘分を困窮者へ払い下げ、残り二艘分を湊御蔵へ収納するとの措置をとっている<sup>56</sup>。

加えて、町方とも共通することではあるが、郡村部でも比較的余裕のある有力百姓による自主的な救済が少なからぬ意味を持ったと言え、領民間での助け合いに対して、領主が

恩賞を与えるといった例も見られる。宝暦飢饉における例を挙げるならば、同六年五月に、仲間の百姓に米穀を融通した者二人が褒美として銭三百文が与えられた<sup>57</sup>。同年十一月には、城下町人の中で米穀や金銭の融通、困窮者の世話、他領での米穀買入れなど領民救済に功績があった者百三十三人が、町奉行宅にて直々に表彰されたのであるが、その内羽織地などを賜った者が五十四人、単にお誉めの言葉に与っただけの者が七十九人であった<sup>58</sup>。また同八年十一月、困窮者支援を行った桃生郡相野谷村の百姓四名が城下まで召し出され、出入司衆列席のもと褒美として羽織地一反を賜っている<sup>59</sup>。

### 第三款 渴命願

上記のような領主の救済に加えて、飢饉の際には領民が窮状を訴えて救済を願い出るといふ、渴命願のシステムが機能していた。町方における渴命願について、天明四年正月に困窮者は渴命願を提出するよう申し渡され、出願者は検断の見立てにより町奉行所へ召し出された上で同月十六日に町家困窮者、十七日に宿守困窮者へ白米が支給されている<sup>60</sup>。郡村における渴命願については、「高野家記録」に記載されているだけでも、宝暦四～七年の間に三百十五件が提出され、その大多数について救済が行われている<sup>61</sup>。願い出た者は百姓から家中の武士まで様々であり、藩領内全域について記録されている訳ではないものの、当時身分を問わず領民が如何に困窮していたかを物語っていると言えよう。複数回にわたって救済を願い出ている者も少なくない。

「高野家記録」に見られる渴命願を分析すると、いくつかの特徴が見て取れる。まず米穀支給量の算定にあたっては出願者の家内人数を考慮し、およそ十数日～数十日分が支給された。また、高齢者や年少者に対しては支給量を増やすことも行われた。なお、渴命願に対する救済は、少なくとも文面の上では米穀の「貸渡」という形で行われていた。渴命願について今一つ留意すべきは、渴命願を出すことのできる主体は誰であったかという点である。このことにつき、次のような事例が存在する<sup>62</sup>。宝暦六年五月に渴命願を提出した宿守の喜助は堀内七郎兵衛の持つ土地を耕作する小作人であって、本来救済は七郎兵衛へ願い出るべきとの理由で渴命願を不受理とされた。これに対し七郎兵衛が肝入へ、喜助は七郎兵衛の土地を耕作しながら年貢諸役も本百姓並みに負担していると主張したことで、喜助の渴命願は受理されたのである。そもそも喜助が渴命願を提出した背景として、宿守身分の者は村ごとに提出する渴命願に参加できなかったという事情があった。この一

件から、渴命願によって領主に救済を願い出ることのできる百姓は年貢諸役を負担する本百姓に限られていたのであり、水呑百姓を救済する責任は土地を耕作させている本百姓が有するという方針が存在したと言える。

最後に、渴命願が藩による救済の中でどのような位置付けであったかについて述べておきたい。先に述べた喜助の一件において、渴命願の中に「公義江御穀拝借申上候得共、御借継之間地頭方助命願候処」との文言が見られ、この他一部の渴命願の中にも同様の文言が見られる。これは、公儀へ救済を願い出て受理されるまでの間、当面の急渴を凌ぐために渴命願が提出されたことを示している。ここで言う「公義」は領主たる仙台藩を指すと考えるべきであり、渴命願が郡村支配機構の内どの段階で処理されたか定かではないが、地方レベルで行われた渴命願による救済が、藩による救済が行き届くまでの繋ぎとしての機能を有していたとも言えるのである。

#### 第四款 小括

以上飢饉における米穀の支給、貸与について検討してきたが、総合すると次のようになる。まず、町奉行や郡方役人による米穀支給などは、対象を困窮者に限定しているものの、領主の側が主導して広く領民一般に向けて行われたものであった。一方で、領民の側から必要に応じて提出される渴命願を通じた米穀の貸与は、より個別的な領民救済として、また藩による救済を補うものとして位置付けることができるだろう。加えて、領民同士の相互扶助も、領主による救済の限界を補完するという少なからぬ意味を持っていたのである。

### 第三節 借金返済猶予、及び諸上納延期に関する法令と政策

#### 第一款 家中の借金返済猶予

飢饉時における家中救済の一つの方策として、吉田正志氏は借金支払い猶予令の存在を挙げている<sup>63</sup>。天明飢饉に際して藩は家臣層へ銀札を貸し付けたが、それと同時に自分借金すなわち家臣相互の借金、あるいは富裕商人などからの借金についても支払い猶予とした。本来であれば、家臣の個人的な借入れである自分借金について藩は関与するところで

はないが、家臣の困窮甚だしく、藩への上納も延期している程であるから、貸主も勘弁するようにと命じたのである。天保飢饉の際は、同四年八月に藩への返済金などを一年間延期すると同時に、家臣の借財についても元金部分は来暮まで返済猶予措置をとるよう命じている<sup>64</sup>。その後、藩は度々期限付きの借金返済猶予令や家臣への扶持減額支給を触れ出していたが、天保十年九月に至って家臣の相対借財につき五年間にわたり無利息支払い猶予とし、町人や百姓の債務は対象外とすることを明文化した<sup>65</sup>。このことから、吉田氏は百姓・町人に対する債権回収が厳しくなり、「家臣層救済のための町人・百姓の上層部に押し付けられた負担が、さらに町人・百姓の下層のより弱い部分に転嫁される構図」<sup>66</sup>になったと指摘している。

同氏は仙台藩における金銀出入裁判法の確立について明らかにする中で、幕府相対済令への対応との関連で上記のような天明、天保両飢饉における家中救済策に言及している。その他にも宝暦四年六月には、前年に家中拝借金の返済につき無利息十年賦支払いとしていたが、凶作による困窮で今年分の返済もままならないため、さらに延納とする返済猶予令の存在を確認できる<sup>67</sup>。

## 第二款 百姓・町人の諸上納延期

自分借金の返済猶予策の対象から外されていた百姓や町人に対しては、諸上納物の延期という形で救済がなされることがあった。自分借金の返済猶予は藩が命じた上で債権者が実際に返済の延期を受け入れることで法令の趣旨が実現するのに対し、拝借金などの上納については藩が債権者、領民が債務者という関係であるため、藩が上納延期を触れ出すだけで十分であった。

宝暦五年九月、家中と百姓を対象として十年賦御貸銭の上納、すなわち十年間で返済することを条件に藩から銭を拝借した者については昨年分と今年分の返済を延期とし、来年から六年間は隔年返済、それ以降は従来通りの返済とする法令が出された<sup>68</sup>。ここでは昨年分の返済にも言及していることから、昨年段階で既に返済能力をほとんど無くしてしまっていた者たちが多く存在し、彼らの返済延期を後付け的に承認せざるを得なかったとも言える。また、宝暦六年七月には、飢饉となってから拝借した軍用麦に加えて、従来から拝借している分も上納を延期すると定めた<sup>69</sup>。ただし、領民への貸付けが増加したためであろうか、藩の軍用麦も底をついていることから、上納する能力のある者は上納すべき

とした。

この他、領内一般ではなく、一村を対象とした例も挙げておきたい。宝暦四年九月、宮城郡沢乙村の百姓がこれまで藩から借りていた粃七十七石あまりの上納につき、今年分から利息を免除し、元本は十年間の年払いとする措置がとられた<sup>70</sup>。他に、今年以降新たに借り入れる分は従来通り一割の利息付きで返済すること、村内で沽却禿の者が出た場合には組合中より辨石すること<sup>71</sup>、借粃の箱は厳重に管理することとも定められている。このうち二点目の「辨石」がどのような行為を指すのかは必ずしも明瞭ではないが、共同で米穀を拝借した仲間の中で潰れた百姓が出た場合でも、その分の米穀は組合の連帯責任として弁済すべきことを定めたものと思われる。また、これらの経緯を記した史料中に、沢乙村に対する貸粃上納年賦が命じられたことに伴い、惣名代と肝入が仙台へ登って御礼の品を高野博兼に献上していたことが記載されている。すなわち、今回の上納延期という措置が決定されるに際しては、沢乙村を知行所とし、奉行補佐役の若年寄の職にあった高野倫兼や子の博兼が少なからず藩に対して働きかけを行ったことが推察されるのである。

### 第三款 小括

以上、本節では飢饉に対する取引法的観点からの救済策について検討してきた。家臣層の救済について、彼らのみを対象とした自分借金の支払い猶予令がもたらした影響、特に吉田氏の指摘するような家臣層から債権回収ができない結果としての庶民へのしわ寄せという点に関しては、そのことを具体的に示す史料は管見の限り見られない。百姓、町人については、藩は拝借金穀上納延期という救済措置をとったが、借金支払い猶予措置の範囲を彼らにまで拡大することはなかった。一方で、沢乙村の例に見られるように村落単位で上納延期を求めることもなされたが、この時知行主たる家臣が大きな意味を持っていた。地方知行制の下で土地を与えられた家臣（給人領主）は、領民の要求が藩に伝えられるにあたっての媒介者、あるいはその要求が実現するために具体的行動をとる者という役割も担っていたと言えるのである。

ただし、ここで得られた結論が仙台藩における全ての給人領主にあてはまる訳ではないという点には注意すべきである。天明飢饉当時に町奉行仮役であった玉虫十蔵は知行高百五十石の下級家臣であり、その知行所は柴田郡大谷村、宮城郡根白石村、同郡実沢村の三ヶ村であった。彼は天明四年八月、奉行衆に対して凶作により知行所からの年貢収入が見

込めないことから、実沢村と根白石村の二つについて替地を願い出ているが、奉行大町将監は替地の依頼を拒否した<sup>72</sup>。J・F・モリス氏によれば、この時期において玉虫家の生活を支えたのは扶持方と役料であったが、これらも正規の額が支払われた訳ではなく、僅かながらに支給された分も借金返済に回さざるを得ないという状況であった<sup>73</sup>。

知行所からの年貢収入が主要な財政基盤となっていた給人領主にとって、知行所の収穫が見込めないということは、生活が立ち行かなくなる程の問題である。故に、玉虫が知行所の替地を願い出たことは理解できるが、村の救済のために藩へ働きかけて上納延期措置を実現させた高野家の例とは対照的にも思える。このような差異が生じた理由は、家の規模、言い換えれば財政基盤の規模の違いに求められよう。町奉行仮役の玉虫の知行高が百五十石であるのに対し、高野家は知行千二百石の重臣であり、その間には十倍近い差があった。しかも、玉虫は知行所であった全ての村において年貢収入が見込めなかったのである。一方で高野家は宮城郡沢乙村の救済を図ったが、高野家の本拠地とも言える刈田郡平沢村からの年貢収入があったため、沢乙村の窮状は家の存続に関わるような問題ではなかったと考えることができる。すなわち、給人領主がみな災害時において知行所の救済に意を用いたとは一概には言えず、当然のことながら各々の家の財政基盤を失わないことが優先的な課題であったと言えよう。

### 第三章 備荒政策

前章では主に飢饉が発生した時の、藩や地域社会における対応を検討してきた。本章においては、平時からの備荒政策が大飢饉の経験を踏まえてどのように展開されたかを考察する。

#### 第一節 藩による備荒政策の展開

##### 第一款 天明飢饉以後

菊池氏の指摘するように、天明飢饉後の仙台藩における備荒政策の特徴は、赤子養育仕法と関連して進められた点にある<sup>74</sup>。赤子養育仕法は天明飢饉後の人口増加政策の一環として文化四年に成立したものであり、藩からの支出金あるいは領民が出し合った金銭、粃

を備えておき、その利息を以て赤子の養育が困難な家族を援助する制度である。場所によっては、赤子養育と困窮者支援という双方の目的のために郡備、村備がなされる場合があった<sup>75</sup>。また、文政年間にも備荒政策に関する動きが見られる。歴代の仙台藩主は入府に際し、家臣に対して上納金を容赦する、あるいは拝領金を渡すといったことが行われていたが、十一代藩主伊達斉義は入府にあたって家臣それぞれの金高に見合う量の粃を与え、貯穀を実行させたのである<sup>76</sup>。これは家臣に貯穀を促す程度のものであって、藩としての備荒政策とは異なるが、藩主が主導して家臣が備蓄を行った例と言えるだろう。他にも十二代藩主伊達斉邦の治世である文政十一年には、宋代の社倉に着想を得て村々へ備蓄貯蔵用の困蔵を建てて百姓が粃などを持ち寄ることを通達している。なお、元来の意味としては社倉とは民間の主導、出資による備蓄を指し、官の主導による備蓄は義倉と呼ばれるが、近世日本においてこの用語上の区別は明確でなく、両者は混用して用いられた<sup>77</sup>。

## 第二款 天保飢饉以後

天保十二年七月に藩主伊達斉邦が死去し、伊達慶邦が十三代藩主に就任した。彼は仙台藩の最末期に藩政改革に着手するなど幕末の非常時に対処してきたが、備荒政策に関しては、弘化二年より三年間藩士一統に対して粟を与えて貯穀をさせている<sup>78</sup>。

また、当時の複数の家臣が凶作に対する備えを進めるべきとする意見書を提出した。嘉永五年に書かれた「佐伯是保風俗等書上」<sup>79</sup>は、かつて民政担当役人であった佐伯が藩主慶邦の求めに応じて風俗人心の推移を記したものである。天保飢饉に関する箇所では、佐伯は当時の藩の対応について、米の払下げや御救小屋の設置などの対応を筆舌に尽くしがたいほどの行届きと称賛している。天明飢饉より少ないとはいえ餓死者が多く出たにもかかわらずこのような記述がなされるのは、やや現実と乖離しているようにも思われるが、前の飢饉と比べて対応が改善された点を重視しているのかもしれない。その上で佐伯は、凶荒のための備えを大切にし、困蔵が空になるような状況を作らないようにすべきとしている。安政四年の「加藤直治増田小一郎郡村模様書上」<sup>80</sup>は、実際に廻村した者たちが民政上の意見を述べたものであり、彼らは天明飢饉で荒廃した土地にも新たな百姓が定住して耕作を始めているとした上で、飢饉から回復しつつある今こそ凶作への備えに力を注ぐべきであり、郡村への返金を倍合金としてその利息を以て備穀をなすべきとした。さらに、この備穀を村々の溜穀と共に運用すれば厚い備えになる上、軍用の助けにもなると説



いたのである。また、高成田要七は慶邦が家臣に対して郡村支配に関する意見を求めたことに応じて、意見書を提出している<sup>81</sup>。彼は全体として困穀が不足していることを指摘した。その上で天明年間以来凶年という程の年は無かったが、過去三、四十年の間に凶作飢饉に陥った年があったとして、備えを早急になすべきとの意見を表明しているのである。

以上、家臣による意見書を三点挙げたが、これらの意見が実際の政策にどの程度反映されたかを示す史料は管見の限り見られない。ただし「伊達慶邦藩政改革覚書」<sup>82</sup>と題する史料の中に、非常時の備えに関する項目が存在する。そこでは、非常時の備えとすべき金銭及び米穀が足りなくなっているため、その方法について検討するよう指示すると共に、買米の分を直ちに備荒貯蓄に充てるべきとしている。この覚書がいつ作成されたものであるか明記されていないため、さきに挙げた各意見書との前後関係は明らかではない。しかし、慶邦の命を受けて意見書を提出した者もいたという経緯から考えれば、この時期には家臣のみならず藩主など藩政の中枢部も非常の備えについて少なからぬ関心を持っていたと言えるだろう。

## 第二節 地域社会での自分備の成立

本節では郡村部などの地域社会における自主的な備荒対策はどのように行われたのか、天明飢饉後の刈田郡曲竹村、天保飢饉後の江刺郡黒石村の二つを例にとって検討する。

### 第一款 刈田郡曲竹村の例—天明飢饉後

曲竹村の備荒倉が建てられた経緯、及びその運用に関しては、文化六年の「郡備糶買入並蔵建方始末留書」<sup>83</sup>と題する史料に記されている。それによれば、曲竹村肝入源三郎が自身で調達した金子七十五両を以て、赤子養育及び貧民救助のために屋敷内へ備蔵を建設したとある。源三郎は備蔵の整備にあたって代官や郡奉行に願い出て指示を受けているが、これにより蔵の管理は源三郎が蔵守として任にあたり、米穀の出納管理は蔵守と大肝入が行うとされた。また始めに収納する糶については、五十両の金を以て柴田郡で行うとし、本来郡備には藩からの援助はしないものであるが、曲竹村の備蔵は新規のものであるから一年につき二歩を郡方より支出するとした。出納の管理に際しては本帳に郡奉行の判を押し、横目が見届けた上で正月に関係者一同が署名するという厳重な手続きが定められ

ている。実際の建築方法に関しては、次のように取り決められた<sup>84</sup>。すなわち、当初は源三郎が用意した金三百切の内百切を建設資金、二百切を粃の買入に充てることを考えていたが、どのように試算しても百切では建設資金として足りないため、御上より人足二百人と材木三十本を与えれば八十切の資金で源三郎の古蔵を備蔵に改修できるとしたのである。人足についても、臨時の遣捨人足を用いても作業はできるが、それでは粗末な仕事になる可能性があるとして、正規の雇人足の中から二百人を割いて作業にあたらせることが決められた。

以上の経緯からも分かるように、曲竹村の備蔵は出資者こそ肝入の源三郎であるが、建設にあたっては人足や資材の提供といったような藩の関与がなされている。赤子養育と貧民救助という二つの目的を併せ持つ曲竹村の備蔵の建設は、前述したこの時期の藩の方針と一致していた。だからこそ、民間出資の備荒倉であってもその成立、運用に際して藩が支援を行ったのであり、地方有力者の力を借りて郡村部での備えを進めようとした藩の意図が見て取れるのである。

## 第二款 江刺郡黒石村の例一天保飢饉後

黒石村の備荒倉は社倉の形で運用された。その設立経緯及び運用について、嘉永五年十一月に肝入千葉兵太夫により書かれた「黒石村下柳社倉申合之条々」<sup>85</sup>をもとに考察する。前書によれば、黒石村では文政十一年より割木講という方法を以て非常時の備えとしていた。これは、村人が資金を出し合って山を購入し、その山で材木を切り出して販売した金を元手に運用した利益を貯めておくものである。この備金は天保七年当時で四十五切余りの額になっており、年々村内困窮者へ支給していたところ、嘉永三年には残金が十二切余りとなっていた。その上で子孫のため社倉の建設を決心し、早速講中へ相談して承諾を取り付け、金を出し合っただけの社倉建設が決まったのである。社倉の運用について決められた事項は、まず蔵の錠前は年々の備蓄の際に兵太夫ら三人が持つ合鍵によって開閉する。追加分の米穀は年に二度納め、虫食い等があれば五年に一度補填を行う。備蓄の石高が百五十石に達した後は、その内三分の一を利息付きの貸付けにあてる。この貸付けについて、遠村の者及び講中の者は対象とせず、講中の者は貸付けの仲介人になることはできない。また、貸付けに際しては本人のみならず仲介人も吟味した上で決定する。講中一同質素儉約に努めるよう将来にわたって申し伝え、もし違背する者がいれば、その者がこ

れまで供出した米穀を捨てて講中から追放し、以降公用を除いては交際をしないこととする。ただし反省して心を改めたならば、再度社倉に参加させることができたのであ

る。

以上が黒石村において備蔵が作られた経緯、及びその運営条項であり、その特徴は藩役人の関与が見られず、講中内部での独自の制裁措置を定めている点にある。この点は藩役人の提案を容れながら備蔵を整備した曲竹村の例とは対照的であるが、社倉とは本来的には民間の主導、出資によるものであるから、その意味で黒石村の備蔵は本来の社倉としての性質が強いものと言えよう。

### 第三節 小括

以上、大飢饉を経験した後の備荒策について、藩による政策と地域社会による展開という二つの観点から検討してきた。天明飢饉以後の備荒政策は、藩が重要政策と位置付けた赤子養育仕法の展開と共に進められ、この方針は地域社会にも波及していった。これは藩と地域社会の双方にとって、赤子養育仕法が目指す飢饉後の人口減少防止が重要な問題であったためと考えられる。このような備荒倉が天保飢饉での被害軽減に貢献したことは前述の通りであり、飢饉状態を脱してからも藩は備荒政策に関心を寄せていたが、その後の政策がどのように展開されたかは必ずしも明らかではない。

ただし、明治初年の史料にその一端を見出すことができる。明治二年四月、栗原郡の旧代官であった人物が、旧藩時代の地方制度を「仙台藩よりの演説書」<sup>86</sup>と題する資料にまとめて栗原県へ提出しているが、そこには備荒倉が災害時のみならず貧困者や病人への救済にも用いられたことが記されている。明治十七年に宮城県庶務課から提出された「牧野太政官書記官へ差出シタル書類」<sup>87</sup>は、幕末の仙台藩の地方制度を概観したものであり、それによれば当時の備荒貯蓄は藩備、郡備、村備の三種であった。これら二つの史料は旧藩時代の民政に直接携わっていた者が記したものであるから、幕末の藩政の実情が現れていると考えて差し支えない。その内容から、藩政末期に至ってもなお、少なくとも制度上は備荒貯蓄体制が整えられていたと見るべきであろう。

## 第四章 結論

ここまで、飢饉災害に対する種々の政策や法令を検討してきた。その成果について、本稿における課題を踏まえて整理すると、以下ようになる。

第一に災害対応の共通性や連続性という観点からは、備荒政策が好例である。天明飢饉の後、藩の備荒政策が本格的に展開され、その動きは地域社会にも波及していった。地域社会の有力者が主導する備荒倉であっても、藩役人が好意的に関与することによってその整備が進められたのである。これは天保飢饉では一定の効果があったものの、未だ飢饉の被害を大幅に軽減するまでには至らず、その経験を通じてさらによりよい備荒政策のあり方が模索されていたと言える。

第二に災害対応における民衆の位置づけについて、藩の側は時代を問わず領民が災害対応の客体に留まるのではなく、自らが復旧復興の主体となることを望んでいたと言える。藩財政が悪化していく中では藩が主導する救済策に限界がある以上、町方、郡村共に、藩の施策のみによって十分な救済が行き届くとは考え難い。だからこそ、災害から回復していく上では、経済力を持つ有力商人、有力百姓を藩の災害対応政策に組み込んでいき、領民の相互扶助の力を利用する他になかった。そのために、法令や通達において相互扶助を奨励する一方で、実際にその功があった者たちを褒賞することで、領民相互に助け合う誘因を作り出す必要があったと考えられるのである。災害時における領主の政策や法において期待されていたのは、自らの力量や周囲の状況に応じて主体的に災害を乗り越えようとする民衆の行動であったと言えるだろう。

また本稿における考察を通じて、給人領主としての家臣が災害時にどのような役割を果たしていたのか、その一端を明らかにすることができた。モリス氏は仙台藩のように地方知行制を維持し続けた藩においては、「給人が被支配者たる農民の前に、『領主』として立ち現れた」<sup>88</sup>としている。この点を踏まえれば、災害時の救済を担う主体には藩と庶民だけでなく、給人領主たる家臣も含まれると言えよう。本稿では高野家が藩に働きかけたことによって知行所の救済が実現した例を挙げ、給人領主には藩と庶民との間の媒介者としての役割が存在したと論じた。この他にも、片倉家による金銭支給、他領からの米穀買入れも、給人領主による救済と捉えることができる。ただし、このような領民救済が可能であったのは比較的経済基盤に余裕のある上級家臣に限られていたと推察されるのであり、給人領主が知行所の救済という責務を負っていたか、あるいはそのような観念が一般的に

共有されていたかについては疑問が残る。しかしながら、災害対応の主体を考える上で、従来検討の対象とされてきた藩と領民という二者に加えて給人領主という存在を位置付けられることは、近世を通じて地方知行制を維持した仙台藩だからこその特徴であると言えるのである。

- <sup>1</sup> 平重道（近世村落研究会編）『仙台藩農政の研究』（日本学術振興会、1958年）pp. 169-170。
- <sup>2</sup> 倉地克直『全集日本の歴史』第十一巻「徳川社会のゆらぎ」（小学館、2008年）p. 14。
- <sup>3</sup> 同上 p. 18。
- <sup>4</sup> 同上 pp. 19-25。
- <sup>5</sup> 菊池勇夫『飢饉の社会史』（校倉書房、1994年）p. 13。
- <sup>6</sup> 平前掲 p. 184。
- <sup>7</sup> 同上 p. 186。
- <sup>8</sup> 中井信彦「仙台藩における財政政策と天明飢饉」（『転換期幕藩制の研究』塙書房、1971年）p. 198。
- <sup>9</sup> 倉地克直『江戸の災害史 徳川日本の経験に学ぶ』（中公新書、2016年）p. 156。
- <sup>10</sup> 田村勝正「仙台藩における天保飢饉とその対策」（菊池万雄『日本の風土と災害』古今書院、1987年）pp. 22-23。
- <sup>11</sup> 同上 p. 25。
- <sup>12</sup> 同上 p. 26-27。
- <sup>13</sup> 佐藤大介『よみがえるふるさとの歴史 12 大災害からの再生と協働 丸山佐々木家の貯穀蔵建設と塩田開発』（蕃山房、2016年）。
- <sup>14</sup> 同上 pp. 24-35。
- <sup>15</sup> 同上 p. 72。
- <sup>16</sup> 同上 p. 73。
- <sup>17</sup> 倉地前掲（2016）p. 226。
- <sup>18</sup> 同上 p. 227。
- <sup>19</sup> 高野信治『『民』の選別と救済—近世領主の権力基盤—』（『歴史学研究』第977号、2018年）、p. 16。
- <sup>20</sup> 本稿において史料を引用する際には、旧漢字などはおおむね現行通用のものに改めた。また、著者による注記は〔 〕で示した。
- <sup>21</sup> 「凶歳記」（阿刀田令造『郷土の飢饉もの』斎藤報恩会、1943年）pp. 125-126。
- <sup>22</sup> 吉田正志『仙台藩金銀出入処理法の研究』（慈学社、2011年）p. 195。
- <sup>23</sup> 「天保日記抜書」（塩竈市史編纂委員会編『塩竈市史V 資料篇』塩竈市役所、1965年）p. 271。
- <sup>24</sup> 同上。
- <sup>25</sup> 菊池前掲 p. 213。
- <sup>26</sup> 「凶歳記」pp. 121-122。
- <sup>27</sup> 同上 p. 143。
- <sup>28</sup> 同上。
- <sup>29</sup> 同上 p. 151。
- <sup>30</sup> 「片倉代々記 村典第二巻」（白石市史編さん委員編『白石市史4 史料篇（上）』白石市、1971年）pp. 395-396。以下では「村典譜」と略す。
- <sup>31</sup> 同上 pp. 396-397。
- <sup>32</sup> 同上 p. 397。

- 
- 33 「中井文書」(石巻市史編纂委員会編『石巻市史 第二巻』石巻市役所、1956年) pp. 308-309。
- 34 「凶歳記」 pp. 156-157。
- 35 「村典譜」 p. 399。
- 36 同上。
- 37 「高野家記録」 p. 150。
- 38 「凶歳記」 p. 159。
- 39 「高野家記録」 p. 147。
- 40 同上。
- 41 「凶歳記」 pp. 127-128。
- 42 同上 p. 165。
- 43 同上 p. 156。
- 44 同上 p. 168。
- 45 同上 pp. 168-170。
- 46 同上 pp. 173-174。
- 47 吉田前掲 p. 167。
- 48 「玉虫十蔵日記」(仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編 3 近世 2 城下町』仙台市、1997年) p. 413。
- 49 同上 pp. 416-417。
- 50 宮城縣史編纂委員会編『宮城縣史 2 近世史』(宮城県、1966年) p. 63。
- 51 同上 pp. 615-616、吉田前掲(2011) p. 167 参照。
- 52 「高野家記録」 p. 150。
- 53 「村典譜」 p. 402。
- 54 「天保凶作記事」(江刺市史編纂委員会編『江刺市史 第五巻 資料編 近世Ⅲ』江刺市、1976年) p. 60。
- 55 「天保耗歳鑑」(『石巻市史』所収) p. 279。
- 56 同上 p. 278。
- 57 「高野家記録」 p. 167。
- 58 同上 pp. 183-185。
- 59 河北町誌編纂委員会編『河北町誌 上巻』(河北町、1975年) pp. 570-571。
- 60 「凶歳記」 pp. 153-154。
- 61 「高野家記録」 pp. 92-204。
- 62 同上 p. 156。
- 63 吉田前掲 pp. 167-173、pp. 195-204。
- 64 同上 p. 195。
- 65 同上 p. 203。
- 66 同上 p. 204。
- 67 「高野家記録」 p. 100。
- 68 同上 p. 111。
- 69 同上 p. 172。
- 70 同上 pp. 100-101。
- 71 仙台藩の法令に見られる沽却という用語は、おおむね幕府法上の身代限ならびに分散に相当する。沽却禿(つぶれ)とは、年貢諸役等の未納により潰れて、沽却処分を受けた百姓を指す。[吉田前掲 pp. 251-361。]
- 72 「玉虫十蔵日記」 pp. 437-439。
- 73 モリス前掲 pp. 141-145。
- 74 菊池勇夫『近世の飢饉』(吉川弘文館、1997年) p. 188。
- 75 土屋喬雄「旧仙台藩の赤子養育仕法」(『近世日本封建社会の史的分析』御茶の水書房、

- 
- 1949年) pp. 333-360、沢山美果子「仙台藩領内赤子養育仕法と関連史料—東山地方を中心に—」(太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』刀水書房、1997年) pp. 39-50参照。
- <sup>76</sup> 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ三ノ八』[東京大学出版会、1969年(初版1912年)] p. 627。
- <sup>77</sup> 倉地前掲(2008) p. 111。
- <sup>78</sup> 宮城縣史編纂委員会編『宮城縣史 22 災害』(宮城県、1962年) p. 111。
- <sup>79</sup> 『伊達家文書九』 pp. 110-143。
- <sup>80</sup> 同上 pp. 200-209。増田小一郎は儒学者であり、慶邦の小姓。
- <sup>81</sup> 同上 p. 597。
- <sup>82</sup> 同上 pp. 504-527。
- <sup>83</sup> 『蔵王町史 資料編 II』 pp. 621-622。
- <sup>84</sup> 同上 pp. 627-628。
- <sup>85</sup> 『江刺市史 第五卷』 pp. 174-177。
- <sup>86</sup> 平前掲 pp. 244-249。
- <sup>87</sup> 同上 pp. 234-244。
- <sup>88</sup> J・F・モリス『近世日本知行制の研究』(清文堂、1988年) p. 324。